## 千葉市事業者向け臨時相談窓口(セーフティネット認定)職員派遣仕様書

#### 1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、大きな影響を受けている中小企業や個人事業主等が、国の信用保証制度による民間金融機関からの借入れを希望した場合の相談、手続きサポートを目的として、千葉市が設置する「セーフティネット臨時申請窓口」に窓口対応職員を配置する。

#### 2 派遣期間

令和2年6月1日から令和2年8月31日まで

## 3 派遣場所

(1) 名称

セーフティネット臨時申請窓口

(2) 所在地

千葉市中央区千葉港2-1 2階

# 4 派遣要件

(1)派遣人数

1日6名

(2) 勤務日

月曜日から金曜日まで

令和2年6月度勤務日数 22日

" 7月度勤務日数 21日

〃 8月度勤務日数 20日

計 63日

※国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に定める休日を除く。

## (3) 勤務時間

勤務日	勤務時間	休憩時間
月~金曜日(平日)	①8時45分から16時45分	①11時00分から12時00分
	②9時00分から17時00分	②12時00分から13時00分
	③9時15分から17時15分	③13時00分から14時00分
	(実働7.00時間)	※窓口の混雑状況により時
		間が変わる可能性あり

上記①~③の勤務時間、休憩時間の派遣労働者を各2名配置すること。

#### 5 派遣労働者の業務

#### (1) 窓口業務

窓口での申請書類の受付に対応する内容として想定しているものは、次のとおりと する。

- ・セーフティネット申請に関する来庁者への案内業務、場内整理
- ・受付窓口での申請書類等受付業務、書類確認(売上減少率確認等)業務、認定書 交付業務
- 申請書未記載の事業者に対する申請書記載指導

#### (2) その他の業務

- ・業務開始前後においての窓口及び執務室内の整理整頓
- ・その他本市が必要と認める事項について、本市と派遣元が協議のうえ、本市職員 の指揮命令の下、実施すること(ただし、派遣場所内での事務補助に限る。)。
- ※ いずれの業務も現場に常駐する本市職員の指示の下、実施すること。

#### 6 派遣元の責務

- (1)派遣元は、派遣先が提供する資料に基づき、本業務の遂行に必要な手引書、早見表等 を必要に応じて作成し、的確かつ円滑な業務遂行に努めること。
- (2)派遣元は、派遣元の責任と負担において、業務遂行に必要な研修を業務に従事する際 に実施すること。
- (3)派遣元は、事務処理方法等について改善する必要性が発生した場合、派遣先と協議の うえ、改善策を決定し実施すること。
- (4)派遣元は、派遣労働者の契約期間中、派遣元の責任において必要な社会保険に加入させること。
- (5)派遣元は、派遣労働者の契約期間中、派遣元の責任において必要な通勤に要する費用 を負担すること。
- (6)派遣元は、派遣労働者の派遣就業にあたり、あらかじめ当該派遣労働者の氏名、経験年数及び資格等を書面により派遣先責任者に通知し、業務に従事する前に派遣労働者名簿を提出すること。

また、派遣労働者を変更する場合においても事前に書面で通知すること。

(7)派遣元は、派遣労働者の勤務シフト表及び勤務実績表を作成し、千葉市の求めに応じて、速やかに提出すること。

## 7 派遣労働者の要件

- (1)派遣先の関係職員からの業務上の指示に従うこと。
- (2) 職務上知り得た個人情報や法人情報等を他人に漏らさないこと及び不当な目的に使用しないことを遵守できる者であること。派遣期間終了後も同様とする。
- (3) 過去1年以内に実施した健康診断の結果に異常がないこと。
- (4)接遇能力に優れていること。

- (5) 売上台帳から月次売上を確認し、売上減少率の適正な計算ができること。
- (6) その他、事務を遂行するに十分な能力を有すること。

#### 8 個人情報及び法人情報保護

派遣元及び派遣労働者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1)業務上知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。また、派遣期間終了後も同様 とする。
- (2) 個人情報及び法人情報を業務以外の目的で複写・複製してはならない。
- (3) 個人情報及び法人情報が記録された公文書等を外部に持ち出してはならない。
- (4)派遣元又は派遣労働者が前各号に掲げる事項に違反した場合、派遣先は、契約を解除できるものとする。
- (5) (4) の場合において、派遣元は派遣先に対して損害賠償を請求することはできない。
- (6) (4) により派遣先に損害が発生した場合は、派遣先は派遣元に対して損害賠償を 請求することができる。
- (7) 個人情報及び法人情報の取扱いについては、別記「個人情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。

## 9 支払要件

月払いとする。

## 10 特記事項

- (1)派遣労働者の業務にあたり必要な電卓や筆記用具等は、派遣先が用意する。
- (2)派遣業務遂行上発生した事故等については、派遣先の原因により生じたものを除き、 派遣元が責任を負うものとする。
- (3)派遣労働者は、業務上の疑義等を速やかに派遣先責任者に申し出てその指示に従うものとする。
- (4)派遣労働者は、病気等やむをえない事情による欠勤、遅刻、早退をする場合は、速やかに指揮命令者に連絡するものとする。また、派遣労働者が、病気・休暇等により就業できないときは、派遣元は代替者を派遣するものとする。ただし、派遣先が派遣元に対し、代替者の補充の必要がない旨連絡したときはこの限りではない。
- (5)派遣先は、派遣労働者の事務能力または業務態度について、指揮命令者が不適当と認めた場合には派遣元と協議のうえ、当該派遣労働者を交代させることができるものとする。

#### 11 その他

(1) 本書に記載の無い事項又は疑義が生じた事項については、派遣先及び派遣元が協議

の上決定する。

- (2)1日の派遣人数や、契約期間等、契約条件の変更の必要が生じた際は、派遣先及び派遣元が協議の上、契約変更を行うことが出来る。
- (3)派遣先及び派遣元は、労働者派遣事業の適正な運用の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)及びその他の法令等に基づき、 誠意を持って本件業務を遂行すること。

# 個 人 情 報 取 扱 特 記 事 項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び千葉市個人情報保護条例(平成17年千葉市条例第5号。以下「条例」という。)その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に 利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

- 第3 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置(特定個人情報を取り扱う場合は、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)」の「(別添)特定個人情報に関する安全管理措置(行政機関等・地方公共団体等編)」に定める措置と同等以上の措置)を講じなければならない。
- 2 受注者は、この契約による事務に係る個人情報を適正に管理させるために、個人情報管理責任者を設置し、その者をして、この契約による事務に係る個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項、関係法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任その他事務の適切な履行のために必要な事項に関する研修等を行わせることとするとともに、発注者にその責任者及び研修等の実施計画を報告し、また、当該研修等の実施後、速やかにその旨を報告しなければならない。
- 3 受注者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第5項に規定する個人情報取 扱事業者に該当する場合には、同法の規定を遵守するとともに、発注者にその旨を報告しなければならない。 (従事者への周知及び監督)
- 第4 受注者は、この契約による事務に従事する者(以下「従事者」という。)を明確にし、その者の氏名を、個人情報管理責任者、個人情報作業責任者、個人情報作業従事者及び情報授受担当者などの役割並びに特定個人情報の取扱いの有無を明らかにして、発注者の求めに応じてその内容を発注者に通知しなければならない。
- 2 受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を了知させるとともに、個人情報保護に関する誓約書を徴し、発注者の求めに応じて提出しなければならない。
- 3 受注者は、前項の了知の際、従事者に対し、この契約による事務に従事している者又は従事していた者が、 個人情報の違法な利用及び提供に関して番号法及び条例で規定する罰則が適用される可能性があることを 周知しなければならない。
- 4 受注者は、従事者に対し、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第5 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するため に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外の利用又は第三者への提供の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を 処理する目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から 貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第8 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、次に掲げる事項を発注者に対して報告の上、あらかじめ再委託先において講じられる安全管理措置が発注者と同等程度であると認められるものとして発注者の書面による承諾を得た場合

- は、この限りでない。
- (1) 再委託が必要な理由
- (2) 再委託先
- (3) 再委託の内容
- (4) 再委託先が取り扱う情報
- (5) 受注者の再委託先に対する監督方法
- 2 受注者は、前項ただし書の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託先に取り扱わせる場合には、この 契約により受注者が負う義務を、あらかじめ契約書等で市が指定する事務を除き、「発注者」を「受注者」 に、「受注者」を「再委託先」に読み替えて、再委託先に対しても遵守・履行させるとともに、受注者と再委 託先との間で締結する契約書においてその旨を明記しなければならない。この場合において、受注者は、発 注者の貸与した個人情報並びに受注者及び再委託先がこの契約による事務を処理するために収集した個人 情報をさらに委託するなど、第三者に取り扱わせることを禁止しなければならない。
- 3 受注者は、再委託先の当該業務に関する行為及びその結果について、再委託先との契約の内容にかかわらず、発注者に対して責任を負うものとする。

(作業場所の指定等)

- 第9 受注者は、この契約による事務の処理(個人情報を取り扱うものに限る。次項及び第3項において同じ。) については、発注者の庁舎内において行うものとする。ただし、発注者の庁舎外で事務を処理することにつき、当該事務を処理しようとする場所における個人情報の適正管理の実施その他の措置について、あらかじめ発注者に届け出て、発注者の承諾を得た場合には、当該作業場所において事務を処理することができる。
- 2 受注者は、発注者の庁舎内においてこの契約による事務の処理を行うときは、発注者の指定する時間に実施するものとする。この場合において、受注者は、従事者に対して、その身分を証明する書類を常時携帯させなければならない。
- 3 受注者は、この契約による事務の処理をするために取り扱う個人情報を、発注者の庁舎内又は第1項ただ し書の規定により発注者の承諾を受けた場所から持ち出してはならない。

(資料等の運搬)

第10 受注者は、従事者に対し、個人情報が記録された資料等の運搬中に資料等から離れないこと、電磁的 記録の資料等は暗号化等個人情報の漏えい防止対策を十分に講じた上で運搬することその他安全確保のた めに必要な指示を行わなければならない。

(資料等の返還等)

第11 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとし、発注者の承諾を得て行なった複写又は複製物については、復元できないように廃棄又は消去し、いずれにおいても発注者にその旨の報告をしなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(情報の授受等)

- 第12 第11に定める資料等の返還及び成果物の授受(以下「授受等」という。)は、第4の規定によりその役割を果たすべき者として発注者に届け出られている者が行うものとする。
- 2 授受等が、契約書で発注者が指定することにより、発注者と受注者との直接のやり取りになっていない場合は、受注者は、その授受等の方法について、あらかじめ発注者に承認を得なければならない。

(事故発生時における報告)

- 第13 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 2 前項の規定による報告があった場合において、発注者は、受注者の意図に関わらず、市民に対して適切な 説明責任を果たすため、必要な範囲においてその内容を公表することができる。

(検査等の実施)

- 第14 発注者は、受注者がこの契約による事務を処理するに当たっての個人情報の取扱状況及びこの契約に定める事項の遵守状況について、必要があると認めるときは、受注者に対し報告を求め、又は実地に検査することができる。
- 2 受注者は、発注者から前項の求めがあったときは、速やかにこれに従わなければならない。 (契約の解除及び損害賠償)
- 第15 発注者は、次のいずれかに該当するときには、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

- (1) この契約による事務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者又は再委託先の責め に帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたとき。 (補則)
- 第16 この個人情報取扱特記事項に規定する各種書類の提出期限は、発注者が別に指定する。

#### <番号法における罰則関係規定の抜粋>

- 第48条 個人番号利用事務等又は第7条第1項若しくは第2項の規定による個人番号の指定若しくは通知、第8条第2項の規定による個人番号とすべき番号の生成若しくは通知若しくは第14条第2項の規定による機構保存本人確認情報の提供に関する事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。)を提供したときは、4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 第49条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人番号を自己若しくは第三者の不正な利益を 図る目的で提供し、又は盗用したときは、3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金に処し、又はこれ を併科する。
- 第50条 第25条(第26条において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 第51条 人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。)その他の個人番号を保有する者の管理を害する行為により、個人番号を取得した者は、3年以下の懲役又は150万円以下の罰金に処する。
- 2 前項の規定は、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用を妨げない。
- 第52条 国の機関、地方公共団体の機関若しくは機構の職員又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人の役員若しくは職員が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する特定個人情報が記録された文書、図画又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。)を収集したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 第53条 第34条第2項又は第3項の規定による命令に違反した者は、2年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 第54条 第35条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 第55条 偽りその他不正の手段により通知カード又は個人番号カードの交付を受けた者は、6月以下の懲 役又は50万円以下の罰金に処する。
- 第56条 第48条から第52条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。
- 第57条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。) の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に 関して、第48条、第49条、第51条又は第53条から第55条までの違反行為をしたときは、その行為 者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為に つき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を 準用する。

#### <条例における罰則関係規定の抜粋>

- 第11条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を遂行するに当たっては、個人情報の保護に関し、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。
- (1)個人情報を正確かつ最新の状態に保つこと。
- (2)個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- (3)個人情報の保護に関する責任体制を明確にすること。
- (4)保有する必要がなくなった個人情報については、歴史的資料として保存する必要があるものを除き、確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去すること。

- 2 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 3 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づき実施機関に派遣された者(以下「派遣労働者」という。) 又は派遣労働者であった者は、当該労働者派遣契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 第12条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の委託(指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)に公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)の管理を行わせ、又は公営住宅法(昭和26年法律第193号)第47条第1項の規定により千葉市住宅供給公社に本市の設置する公営住宅若しくは共同施設の管理を行わせることを含む。以下同じ。)をしようとするときは、当該個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の規定は、同項の委託を受けたものが、当該実施機関の承諾を得て、受託した業務を再委託する場合 について準用する。
- 第12条の2 第11条第1項の規定は、前条第1項の委託を受けたもの(そのものから再委託を受けたものを含む。第58条第2項において同じ。)が受託した業務(以下「受託業務」という。)を行う場合について準用する。
- 2 第11条第2項の規定は、受託業務に従事している者又は従事していた者について準用する。
- 第57条 実施機関の職員若しくは職員であった者、派遣労働者若しくは派遣労働者であったもの又は受託業務に従事している者若しくはしていた者が、正当な理由がないのに、公文書であって、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルであるもの(これらの全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 第58条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)に記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 2 前条及び前項の規定において、受託業務に従事している者が当該受託業務に関して作成し、又は取得した 文書、図画及び電磁的記録であって、当該受託業務に従事している者が組織的に用いるものとして、第12 条第1項の委託を受けたものが保有しているものは、公文書とみなす。
- 第59条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 第60条 前3条の規定は、千葉市外においてこれらの条の罪を犯した全ての者にも適用する。
- 第61条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の 代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関 して第57条又は第58条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本 条の罰金刑を科する。
- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
- 第62条 偽りその他の不正の手段により、開示決定に基づく公文書に記録された個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。